事業所名消防計画

※青　色の部分は事業所ごとに変えてください。

　　年　　月　　日

第１　目的及びその適用範囲等

１　目　的

　　この計画は、消防法第８条第１項の規定に基づき、事業所名を記入の防火管理について必要な事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全ならびに災害の防止を図ることを目的とする。

２　適用範囲

　　この計画に定めた事項については、事業所名を記入に勤務し出入りするすべての者に適用する。

３　防火管理業務の一部委託について

　　委託を受けて防火管理業務に従事する者は、この計画に定めるところにより、管理権原

者、防火管理者、自衛消防隊等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。

　①　委託者への報告

　　　　受託者は、受託した防火管理業務について、定期に防火管理者に報告するものとす

る。

　②　防火管理業務の委託状況

　　　　別表１「防火管理業務の一部委託状況表」のとおり。

第２　管理権原者及び防火管理者の業務と権限

１　管理権原者

　①　管理権原者は、事業所名を記入の防火管理業務について、すべての責任を持つものと

する。

　②　管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行で

きる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならな

い。

　③　管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成又は変更する場合、必要な指示を与えな

ければならない。

　④　防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改

修しなければならない。

２　防火管理者

　　防火管理者は、防火管理者名を記入とし、この計画について一切の権限を有し、次の業

務を行うものとする。

　①　消防計画の作成及び変更

　②　消火、通報、避難及び避難誘導の訓練の実施

　③　火災予防上の自主検査及び自主点検の実施と監督

　④　消防用設備等及び防火対象物の法定点検の立会い及び整備

　⑤　防火担当責任者及び火元責任者に対する指導、監督

　⑥　収容人員の適正管理

　⑦　全従業員に対する防災教育の実施

　⑧　管理権原者への提案や報告

　⑨　放火防止対策の推進

1. 改装工事などの工事中の立会い及び安全対策の樹立
2. 火気の使用、取扱いの指導、監督

　⑫　その他防火管理上必要な業務

第３　消防機関との連絡等

１　消防機関へ報告、連絡する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 種　　　別 | 届出等の時期 |
| 防火管理者選任（解任）届出書 | 防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき |
| 消防計画作成（変更）届出書 | 消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したとき　ア　管理権原者又は防火管理者の変更　イ　自衛消防組織の大幅な変更　ウ　防火管理業務の一部委託に関する事項の変更 |
| 消防訓練実施計画報告書 | 消防訓練を実施する日の７日前までに |
| 消防用設備等点検結果報告書 | ○年に１回 |
| 防火対象物点検結果報告書 | １年に１回 |

２　防火管理維持台帳の作成、整備及び保管

防火管理者は、消防機関へ報告又は届出した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本

計画と一括して整理し、保管する。

第４　火災予防上の点検・検査

１　日常の火災予防

平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、次の表のとおり、一定の区域

ごとに防火担当責任者、火元責任者をおくものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当区域 | 防火担当責任者 | 火元責任者 |
| １　階 | 防火担当責任者名を記入 | 火元責任者名を記入 |
| ２　階 | 防火担当責任者名を記入 | 火元責任者名を記入 |
|  |  |  |
| ○　階 | 防火担当責任者名を記入 | 火元責任者名を記入 |

２　自主的に行う検査・点検

　①　火災予防上の自主検査

自主検査は、日常的に行う検査と定期的に行う検査に分けて行う。

ア　日常的に行う検査は、別表２「自主検査チェック表（日常）」に基づき、各担当区域の火元責任者が実施し、定期的に防火管理者へ報告する。

イ　定期的に行う検査は、別表３「自主検査チェック表（定期）」に基づき、各担当区域の火元責任者が実施し、防火管理者へ報告する。

　　実施時期は、○月と○月の年２回とする。

②　消防用設備等の自主点検

消防用設備等は法定点検のほかに、別表４「消防用設備等自主点検チェック表」により各担当区域の防火担当責任者が毎月第○△曜日に自主点検を行い、防火管理者に報告する。

３　法定点検

　　消防用設備等及び防火対象物の法定点検を有資格者により実施し、その結果を○年に１回消防長に報告する。

第５　厳守事項

１　従業員等が守るべき事項

①　廊下、階段、通路、防火シャッターの降下位置には、物品を置かない。

②　喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は行わない。

③　火気使用設備器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。

④　火気使用設備器具は、指定された場所で使用する。

⑤　危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。

２　防火管理者等が守るべき事項

　①　収容人員の管理

　　　防火管理者は、収容能力を把握し、過剰な人員が入場しないよう従業員に徹底する。また混雑が予想されるときは、入場規制を行うとともに、避難通路の確保、避難誘導員の配置などの必要な措置をとる。

②　工事中の安全対策

　　防火管理者は、工事人に対し、次の事項を周知し遵守させる。

　　　ア　溶接作業、その他火気を使用する工事を行う時は、消火器等を準備して消火できる体制を確保し、工事用シートについては、防炎物品を使用させる。

　　　イ　工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わない。

ウ　工事場所ごとに火気の取扱責任者を指定し、工事の状況について、定期に防火管理者に報告させる。

エ　危険物等を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受ける。

　③　その他

　　　ア　防火戸・防火シャッターの閉鎖範囲や閉鎖位置を床面などに明示する。

　　　イ　別表５「避難経路図」を作成し、○○付近、○○付近、従業員休憩室に掲示する。

第６　自衛消防活動等

１　組織の編成

自衛消防隊の編成は、別表６「自衛消防隊編成表」のとおりとし、この別表は従業員休

憩所、事務室等見やすいところに掲示する。

２　自衛消防隊の活動

　　消火・通報・避難誘導等の担当者は、下記に示す基準により行動する。

　①　消火担当

　　　　出火場所に急行し、消火器等を用い積極的に初期消火活動を行う。

1. 通報担当

　　　　消防機関へ通報するとともに、警報設備を作動させ、放送設備により出火場所や消火・避難誘導などを指示する。

　③　避難誘導担当

　　　　各階に掲示してある避難経路図に基づいて、避難誘導を行い、避難方向がわかりにくいときは、曲がり角などに立って誘導する。また、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。

　④　その他の担当

　　　　別表６によるものとする。

第７　休日、夜間の防火管理体制

　緊急連絡先　　ＴＥＬ　　○○○○－○○－○○○○　　　氏　名　　○○○○

１　休日、夜間の勤務者は、定期に巡回する等火災予防上の安全を確保する。

２　休日、夜間における自衛消防活動は、勤務している者など建物内にいる者全員で初動措置を行う。

３　休日、夜間において無人となる場合は、火災発生等の連絡を受けた防火管理者等が、直ちに現場に駆けつけなければならない。

第８　地震対策

　　地震時の活動は、自衛消防活動によるほか、次の事項について行う。

　①　テレビ、ラジオ等により情報収集を行い、混乱防止を図るため必要な情報は在館者に

知らせ、避難命令があるまでは安全な場所で待機させる。

　②　火元責任者による火気使用設備器具の使用停止を行う。

　③　避難は、関係機関の避難命令及び自衛消防隊長の命令により開始する。

④　避難場所は、○○○○○とする。

第９　防災教育

１　防災教育の内容

　　防災教育は、次の項目について教育する。

　①　全従業員が火災予防上の守るべき事項について

　②　火災及び地震発生時の対応について

２　防災教育の実施時期

　　防災教育の実施時期は次表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象者 | 実施時期 | 実施回数 |
| 新入社員 | 採用時 | 採用時 |
| 社　　員 | ○月と○月 | 年２回 |
| 朝礼時 | 必要の都度 |

第１０　消防訓練

１　訓練の実施時期

①　訓練の実施時期は次表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 訓練の種別 | 実施時期 |
| 消火訓練 | ○月　○月 |
| 通報訓練 | ○月　○月 |
| 避難訓練 | ○月　○月 |

　　　☆消火訓練・避難訓練は年２回以上実施する。また消火訓練のうち、１回

以上は実際に放水する。

　②　防火管理者は、訓練を実施する７日前までに、「消防訓練実施計画報告書（様式第１７号）」

により消防長へ報告するものとする。

２　訓練の実施結果の記録

　　防火管理者は、実施結果について検討し、「消防訓練実施結果記録書（様式第１８号）」に

より記録するものとする。